介護保険福祉用具・住宅改修評	価検討会
----------------	------

第2回(R7.11.13)

参考資料4

介護保険福祉用具における評価・検討の視点

	評価検討項目	評価検討(有効性・安全性) の視点	検討のための資料
	①要介護者等の自立の促進又は介助者の	□利用対象者が明確である	□提案票
	負担の軽減を図るもの	□主たる使用場面が示されている	
		□日常生活の自立に資する効果が示されている	□第3者等による
		(動作が容易になる、活動・社会参加の促進、介護予防に資する等含む)	検証結果
		□日常生活上の便宜及び機能訓練や介助者の負担の軽減の効果が示されて	□論文
		いる	
		※機能訓練の効果については、心身機能に関する効果のみでなく、	□その他
		活動や参加に資するものを示していること	
		□実証(エビデンス)データを示している	
		□対象(具体的な症例を含む) □方法 □指標 □結果	
		□結果に基づいた提案(性能との関係が明確である)となっている	
	(①の再掲)利用の安全性	□利用が危険と考えられる心身の状況が示されている	□提案票
		□使用上のリスクが示され、対応している	□取り扱い説明書
介	※情報セキュリティー(別途)	□安全に使用するための注意事項が示されている	□利用安全マニュ
護		(想定されるリスクに対する注意や警告を含む)	アル
保		□危険が生じると考えられる、仮説に対する対応策が示されている	
険		□洗浄方法が明確に示されている	□その他
に		□消毒方法が明確に示されている	
おける		□保守(メンテナンス)方法が記載されている	
	②要介護者等でない者も使用する一般の	□一般の生活用品ではない	□提案票
	生活用品でなく、介護のために新たな	□介護のための新たな付加価値を付与したもの	
福	価値付けを有するもの	□無関係な機能が付加されていない	□カタログ
祉			
用具の範	③治療用等医療の観点から使用するもの	□医療機器ではない	
	ではなく、日常生活の場面で使用するも	□日常生活の場面で使用するもので特別な訓練を経ずとも安全に使用が	
	の	可能である	
		□在宅での利用を想定しているもの	
囲			
	⑤起居や移動等の基本動作の支援を目的	□要介護者・要支援者の日常生活動作の支援を目的としている	
	とするものであり、身体の一部の欠損又	□身体機能そのものを代行・補填するものではない	
	■ は低下した特定の機能を補完することを	┃ □補装具との区別が明確である	
	主たる目的とするものではないもの	※低下した特定の機能を補完することを主目的としない	
	⑥ある程度の経済的負担があり、給付対	□給付対象となることにより、市場への供給が高まり、利用が促進される	
	象となることにより利用促進が図られる	もの(経済的負担を伴う)	
	もの		
	⑦取り付けに住宅改修工事を伴わず、賃	□取り付けに住宅改修工事を伴わない	□カタログ
	貸住宅の居住者でも一般的に利用に支	□持ち家と賃貸住宅に差がない	□取り扱い説明書
	障のないもの		

保険適用の合理性
□一般国民との公平性や経済性、
有効性、保険給付への影響等の
観点から総合的に勘案
【総合的勘案の視点】
□要支援・要介護者の日常生活に
おける機能として欠かせない
□要支援・要介護者の日常生活を
支える不可欠な機能とは無関係の
機能を伴わない
□介護保険以外の他のサービスや
製品等の代替が原則困難である
□一般的に低価格なものではない
□複合機能を有する
□本来の機能と一体不可分
(補完的役割)
□複合機能が日常生活における
機能として欠かせない
□通信機能の搭載
※メンテナンスに関する連携を
確認
□その他